

今月のトピックス

令和5年9月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
二次元バーコードで弊社HPへアクセスできます。

【今月の担当：南出】



【モデル就業規則の改訂について】

常時10人以上の従業員を使用する使用者は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。

厚生労働省は、6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）に伴い、7月10日に「**モデル就業規則**」を改訂し、ホームページに公開しました。改訂箇所は、**第54条（退職金の支給）**です。

退職金制度は必ず設けなければならないものではありませんが、制度を設けるときは、適用される労働者の範囲、退職金の支給要件、額の計算及び支払の方法、支払の時期などを就業規則に記載しなければなりません（**相対的必要記載事項**）。

今回の「退職金の支給」に関わる具体的な改訂内容は、「勤続年数が一定基準以下の場合の退職金不支給」及び「自己都合退職の場合の退職金の減額」に関わる記述の削除です。「退職金は勤続〇年以上の場合に支給されるもの」「自己都合退職の場合は満額支給なし」といった取扱いが見直されることになりました。

あくまで「モデル就業規則」なので、自社の就業規則をそのとおりに改定しなければならないわけではありませんが、厚生労働省の考え方を示すものとして、その内容を参考にする必要があります。

詳しくは、こちらをご覧ください。

厚生労働省ホームページ：[モデル就業規則について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

【令和5年度地域別最低賃金額が公表されました】

厚生労働省は8月18日、地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額を公表しました。

令和5年度の全国加重平均は、961円から1,004円とじつに43円の増額となり、上げ幅も過去最高で初めての1,000円台になりました。

最低賃金は、各都道府県内で事業を営む使用者とその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。地域別最低賃金は、本社所在地ではなく勤務地の最低賃金が適用されますのでご注意ください。

【都道府県別最低賃金（時間額）】

都道府県	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	栃木県	茨城県	群馬県
最低賃金額	1,113円(1,072)	1,028円(987)	1,112円(1,071)	1,026円(984)	954円(913)	953円(911)	935円(895)
発効年月日	R5.10.1	R5.10.1	R5.10.1	R5.10.1	R5.10.1	R5.10.1	R5.10.5

※括弧書きは令和4年度地域別最低賃金

令和5年度の全国の地域別最低賃金の改定額及び発効予定年月日は、厚生労働省ホームページ（下記リンク参照）をご覧ください。

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況（別紙）：[001136128.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。